

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四日市市	神前地区	令和4年3月15日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	275ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	185ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	84ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	50ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	-
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>・地域農業者の高齢化および後継者の不足により、今後の中心経営体が不足し、遊休農地の増加が懸念される。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>地区内の農地利用は主に中心経営体及び集落営農組織が担うほか、新規就農者を受け入れていく。</p>
<p>農地の集約に向けて、中心経営体を中心として作目ごとに集約を進める。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 将来の貸付け等の意向が確認された農地は1,282筆、864,828.64㎡となっている。</p>
<p>地区の営農方針 当プランをもとに、集落ごとの取り組みについて中心経営体を中心として話し合いを継続的に実施する。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 集落ごと、中心経営体ごとで方針を検討し、農地の受け手・出し手ともに中間管理機構を活用して方針に沿って集積を行う。</p>
<p>基盤整備への取組方針 施設の維持管理について集落ごとに話し合うとともに、老朽化等により整備の必要な施設については、補助金などを利用して計画的に整備・修繕を行う。</p>
<p>集落営農組織の営農方針 集落営農組織を中心としたブロックローテーションを基本として、集落ごとに他の中心経営体と調整を行いながら営農を行う。 今後の組織の維持発展のため、後継者育成・法人化を含めた今後の方針の話し合いを組織内で実施する。</p>
<p>後継者等の育成方針 親元就農者を含む新規就農者を受け入れ、今後の地域農業の担い手となる農業者を交付金等を活用しながら育成する。</p>